

いわき市市制施行 60 周年記念キャッチフレーズ募集要項

1 趣旨

いわき市は、令和 8 年 10 月 1 日に市制施行 60 周年を迎えます。

令和 8 年度には、市を挙げて周年を祝い、これからの本市を創造する起点とするため、市民の皆様にも御参加いただきながら、市制施行 60 周年記念事業を実施します。

そこで、本事業の実施に当たり、市民の皆様により市制施行 60 周年に親しみをもっていただくため、記念事業の実施期間において使用するキャッチフレーズを募集します。

2 募集期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

※郵送の場合、当日消印有効

3 応募資格

- ・市内在住又は市内に通勤、通学されている個人
- ・市内に主たる事務所又は支店等がある法人、団体
（応募にあたっては代表者名を記載すること）

4 募集要件

(1) 市制施行 60 周年記念事業の基本的な考え方に則したもの

【基本的な考え方】

本市が誕生してから 60 年間にわたって積み重ねられてきた歴史や先人たちの功績に思いを馳せ、新たな価値観も採り入れながら、「Well-Being」な『これからのいわき』を創造する起点とします。そして、「住んでよかった 住み続けたい まち『いわき』」の魅力と誇り（いわきプライド）を全市民で共有します。

(2) 概ね 20 文字以内で、簡潔に表現されているもの

漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、漢数字、アラビア数字の使用を可能とします。
ただし、一般的なパソコンで表示できる文字に限ります。

(3) 未発表のオリジナル作品であるもの

(4) 著作権、その他の権利を侵害しないもの

選定後に著作権等の問題が発生した場合には、当該作品の選定を取り消します。

(5) 公序良俗に反しないもの

(6) 市制施行 60 周年記念ロゴのイメージに合致するもの



いわき市制施行 60 周年ロゴは、広く市民の皆様により馴染まれているフラッシュイiwakiのロゴをアレンジし制作しました。

「6」にはお馴染みの魚たちに加えフタバズキリュウを、また、サンシャインいわきの太陽を表す「0」には飛び立つ市の鳥カモメを配置し、今後のさらなる飛躍を表現しています。

また、太陽（「0」）とその周りの 12 本の線は、魅力あふれる市内 13 地区を示しており、各々がお住まいの地区（太陽）を起点として、各地区の一層の連携・連帯を表しています。

5 応募数

1人につき2作品まで

6 応募方法

(1) 応募にあたっての必要事項

- ・募集要項への同意
 - ※応募者が未成年の場合は保護者の同意
- ・応募者氏名・ふりがな、年齢、保護者氏名（応募者が未成年の場合）、社名又は団体名（団体で応募する場合）、住所、電話番号
 - ※応募者が未成年の場合は、保護者の連絡先を入力
- ・キャッチフレーズ（2作品まで）
- ・各キャッチフレーズの意図や背景等の簡単な説明（記載任意。100文字程度まで）

(2) 応募先

次の二次元コード又は URL から応募フォームにアクセスし必要事項を御入力ください。

URL <https://logoform.jp/form/NczP/1156363>



※応募フォームからの応募が困難な方

任意の用紙に (1)応募にあたっての必要事項の内容を御記入のうえ、総務課（市役所本庁舎4階）へ郵送（所定額の切手を貼付）してください。必要事項のうち、募集要項への同意については「募集要項に同意します。」と御記入ください。

【宛先】

〒970-8686 いわき市平字梅本 21

いわき市総務部総務課（60周年キャッチフレーズ募集）あて

(3) その他

- ① 権利侵害などの問題が発生した場合には、応募者自らの責任と費用で解決してください（市では一切の責任を負いません）。また、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- ② 応募にかかる費用については、応募者にて御負担ください。郵送の場合、料金不足のものは受付いたしません。
- ③ 郵送中や通信障害等の事故により作品が届かない等の問題が発生した場合、市では一切の責任を負いません。
- ④ 同一人物（又は同一団体）から3作品以上の応募があった場合、受付順で1、2番目の作品を応募作品とします。

7 選考方法

事務局において選考作業を行い、数点に絞り込みを行った後、ウェブ等による市民投票を実施し、60周年記念キャッチフレーズを決定いたします。

なお、選考に関してのお問合せには対応できませんので、御了承ください。

8 選考結果の発表

決定したキャッチフレーズについては、令和8年1月中旬までに御本人に直接通知するとともに、市のホームページ等で公表します。なお、この公表をもって、決定した作品以外の応募者への結果通知に代えさせていただきます。

また、最終決定者には謝礼を差し上げます。

9 決定作品の取扱い

- (1) 市制施行 60 周年記念事業をはじめ、市広報紙、市ホームページのほか、各種広報物等に使用します。
- (2) 他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合には、決定を取り消すことがあります。
- (3) 決定作品の応募者は、市に対して当該作品の著作権（著作権法第 27 条、28 条を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は市に帰属するものとします。
- (4) 決定作品の応募者は、市が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
- (5) 決定作品については、必要に応じて市が補正等を行う場合があります。

10 個人情報の取扱い

応募された方の個人情報については、選考審査の用途に限り使用します。ただし、決定作品の応募者（同じキャッチフレーズが複数者から応募された場合は該当者全員）の氏名、お住まいの地域等を決定作品の発表のために公表することがあります。

11 お問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21

いわき市 総務部 総務課

TEL：0246-22-7401（直通）

FAX：0246-22-3662

E-mail：somu@city.iwaki.lg.jp